

令和５年度２回京都市男女共同参画審議会 摘録

- ＜日 時＞ 令和６年３月２５日（月）午前１０時００分～正午
- ＜場 所＞ ウィングス京都 セミナー室Ｂ
- ＜出席委員＞ ※ 敬称略、五十音順
奥野美奈子（京都銀行 取締役）
釜屋 飛鳥（市民委員）
国松 治一（弁護士）
下村 幸児（日本労働組合総連合会京都府連合会 副事務局長）
鈴木 千鶴（市民公募委員）
多賀 太（関西大学文学部教授）
手嶋 昭子（京都女子大学法学部教授）
日下田貴政（京都新聞南部支社編集部長兼論説委員）
丸山 里美（京都大学大学院文学研究科准教授）
- ＜欠席委員＞ 笹山文美代（京都市地域女性連合会 常任委員）
谷口 洋子（京都府医師会 副会長）
藤野 敦子（京都産業大学現代社会学部教授）
- ＜オブザーバー＞ （公財）京都市男女共同参画推進協会
- ＜内 容＞ １ 「第５次京都市男女共同参画計画」に基づく令和６年度の主な取組について
(1) 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進
(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）対策
２ 困難な問題を抱える女性に対する支援事業について

＜主な意見＞

【１ 「第５次京都市男女共同参画計画」に基づく令和６年度の主な取組について】

丸山委員 DV対策について２点聞きたい。

１点目だが、ウィングス京都における相談事業について、女性相談は、対面と電話による相談に加えて、メールやLINEでの相談を対応しているか。

他の自治体ではメールやLINEでも相談できるところがあり、特に若年層は、対面や電話よりもメールやLINEを多く利用しているというデータが出ている。

若年女性の困難は、最近、色々と話題になっているので、そうした対応をしているか、していないとすれば今後する予定があるかについて聞きたい。

２点目は、前回の審議会の後に資料を見て、京都市ではDVの相談件数に比して、一時保護の件数が著しく低いということに気がついた。令和４年度は、相談延件数が５，９６２件であるのに対して、一時保護の件数９件であった。

他の自治体も調べたところ、相談件数に対する一時保護件数の割合は京都市の０．１％に対し、例えば大阪市では３．４％、京都府では０．７％、大阪府では１．２％だった。

分母にどの数値を置くか、男性の相談者からの相談が入っているか、延べ

件数かどうか等は自治体により異なると思われ、一概に比べられないと思うが、京都市が著しく低いということは間違いないのではないかと思います。

一時保護の件数が少ないことはもちろん望ましいことではある一方、相談が少なくないことを考えると、多くのニーズがあるにもかかわらず十分に対応できていない可能性があるのではないかと思います。

なぜ保護件数が少ないのか、理由を思い当たることがあれば聞きたい。

事務局 女性相談においては、メールやLINE等での相談対応について実施していないが、ウィングス京都に設置している「つながる相談室」では、Zoomによるオンライン相談を実施している。

また、京都府では、既存の取組で「ここはな」(ここだけのな)という相談事業でチャットによる対応を行っており、現状においても京都市の生活相談窓口等につないだ実績もあり、困難女性支援法の施行を機に、従来以上に市の様々な相談窓口につないでいくような連携をしていきたいと考えている。

DV相談と一時保護の件数だが、令和4年度の5,962件は、市DVセンターから被害者の方にコンタクトした件数も含めている。このうち、氏名が判明している方の相談人数は671人で、これが人数ベースでの分母である。また、丸山委員仰せの令和4年度9件は、京都市から民間シェルターに措置した件数だが、別に京都府の公的シェルターに紹介した件数で3件、母子生活支援施設等をお願いしたものが4件ある。合計すると16件であり、これを分子とすると、相談人数のうち、一時保護となった割合は2.4%となる。

丸山委員 事情は理解した。今の説明どおりであれば、京都市から一時保護を委託や紹介により行ったケースも含めるのが実情に合うのではないか。他の自治体は、そうしたものも含めて一時保護に至ったケースを統計で出していると思うので、統計の方法を検討されたい。

事務局 検討してまいりたい。

多賀委員 男性を対象に、主体的に家事育児に向き合うことの大切さや、パートナーとの対等な関係等について考えて実践する機会を提供する取組に力を入れて実施するとのことだが、ある程度、抽象的なレベルでは、若い層の男性にはこうしたことが浸透しつつあると思われ、男性育休の取得率も急速に上がっているが、次の課題として、育休取得後には、また元の働き方に戻ってしまい、働き方や男女の役割の分担の仕方がなかなか変わっていないのではないかとと思われる。単に育休を取得するところまでではなく、その先も見据えたような取組を実施したか、今後考えているか聞きたい。

あと、パートナーとの対等な関係はもちろん大切だが、育休を取得したり

熱心に育児をしている人達から、「子が生まれる前には予測もしなかったようなパートナーとの関係の持ち方の難しさ、対等な関係というものについて、事前に知っておく方が良かった」という声を聞いた。

そうした経験をされた男性達からの具体的なアドバイスを聞く機会の提供等、さらに次の段階を考えるような講座等が今後必要ではないかと思う。

事務局 国においては、現状より進んだ目標数値設定がされているなかで、いかにこの高い目標を民間企業の体制等に持ち込んでいただくかというのが、大きな課題と考えている。京都府とも連携しながら、企業に対する取組を進めていきたいと考えている。

併せて、育休から復帰された方の働き方が元の形に戻り、女性に負担がかかるようになる点について、女性活躍や少子化等の観点から、様々な問題があるということで、国でも真剣に取り組んでいるところである。京都市において、男性が取るだけ育休にならないよう、育休取得した後もしっかり家事参画を続けられるよう、この審議会で御意見等をいただきながら、啓発について検討していきたいと考えている。

奥野委員 従来から男性と女性の健康年齢の差が大きいところ、女性が正規雇用等で育児・出産後も定年退職まで勤務継続するというのが世の中の流れになっていく中、女性が出産したうえで60歳、65歳、70歳まで働けるためには、と考えると、男性が主となって社会を労働力として支えてきた従来、企業の健康支援というのが当たり前に行われてきたが、今後、若い女性の偏食や、50歳を過ぎての更年期など、様々な疾病や健康課題が、将来、社会にとっての課題になると見られることもあり、6年度に計画する「ライフステージに応じた女性の健康支援」の取組を評価している。多くの市内企業に対して、女性の就労や出産における健康維持についての啓発を、ぜひやってもらいたい。

事務局 従来から、ウィングス京都が発行する啓発冊子「男女共同参画通信」で女性の健康を取り上げるなどの取組を行ってきたが、6年度には、より積極的に取組を行いたいと考えている。

女性の社会進出が進んでおり、労働力の約4割を女性が担う状況であるが、例えば女性の生理について、男性就業者の約7割がよく理解していないというデータもある。そういった中で、女性労働者の方の生理休暇の取得率が0.9%、また、事業所に対する調査で生理休暇の請求者がいたと回答されたのが3.3%であったなど、非常に低い数字だと考えている。女性の健康に対する理解を深めるための事業者向けの取組もしていきたい。

併せて、女性自身の健康理解については、特に女性はホルモンバランスの関係で若年層からがんリスクがあり、高齢になると骨粗しょう症になり易いと聞いており、そういったことも含めて女性の健康にトータル的に取り組ん

でいきたい。

国松委員 DV相談では、精神的暴力に係る相談の割合が一番多いというデータがある。ただ、精神的暴力は、態様や程度が様々であり、身体的暴力に比べて、被害のとらえ方が難しいと思う。

相談内容や、相談の件数、相談後の対応といった観点から、精神的暴力の相談の特徴が整理され、わかっていることがあれば聞きたい。

事務局 精神的暴力は、定義がしづらいところがあると思われる。DV法改正により精神的暴力が保護命令等の申立て対象に含まれることになるが、医師の診断書等が必要になる運用になると聞いている。そうしたこともあり、精神的な暴力には難しい面があると認識をしている。

市の調査では、複数回答だが、DV相談者のうち95.7%という多くの人が精神的暴力を受けたと感じられたとのことであり、現状では精神的暴力の分析はできていないものの、今後、DVセンターとデータを集めながら分析をする中で、どういった対応ができるかについては検討してまいりたい。

今後、当審議会を提供する資料については、より深い議論ができるように、具体例をお示しするなど検討したい。

釜屋委員 真のワーク・ライフ・バランスについて、意見を述べたい。

私は大学4年生で、1年間かけてオール・ジェンダー・トイレに関する研究をしてきた。一般的にオール・ジェンダー・トイレというと、性的マイノリティの方々のトイレに関するテーマだと思われがちだが、介護や育児で使われる場合も想定される中、その運用方法や構造について工夫すれば、使う人たちの抵抗感も薄れていくことも分かってきた。今回の資料でも京都市の取組として「男性の語り場づくり」や「育児への男性参画の推進」などが書かれているが、やはり行政が導入していくことで、意識の改革が起こる、構造から意識を変えていく、という観点も必要だと感じている。行政が、構造からのアプローチとして公共トイレにおいて男女共用トイレの導入を検討していくことは意義深いと考える。

事務局 京都市では、障害者トイレとしていたものを多目的トイレとして、様々な方が使えるようにするなどの取組は行っている。

いろんな意見がマスコミ等で報道されており、中にはオール・ジェンダー・トイレに反対をする団体の声があるとも聞いているが、公共トイレなどの構造面と、啓発などにおける意識面の両面で、関係部局と連携しながらどういった取組ができるか、検討していきたい。

手嶋委員 DV対策について、相談件数と一時保護の申請支援件数の話があったが、内閣府男女間の暴力に関する最新の令和2年の調査では、DVセンターなど

を行政に相談した女性は全体の2.8%という数値が出ている。そこからも単純計算をすると、京都市における4・5年度の相談者数が約700人なので、全体として2万5千人の女性が被害に遭っているとも考えられる。

DVという言葉の性質による相談しにくさというのがあると思うが、引き続きDV支援の周知に努め、多くの方が相談につながれるように検討をされたい。

保護命令については、制度の使いにくいさもあり、申請する件数が減ってきている現状がある。保護命令が出されることで、暴力がストップする効果はある程度見込めるが、「申請者を誰かが警護してくれるわけでも、加害者を誰かが監視するわけでもないので、信頼できない」と言う被害者の方もたくさんおられる。制度に対する信頼感が問題になっている状況だと思う。

今回のDV法改正で精神的暴力が措置の対象となったが、どういった場合が精神的暴力の範囲に入るのかについて、先般参加した内閣府のワーキングでも問題になったが、結局は、十分な議論に至らず、今後の運用に委ねられる、ということで終わった。法改正されても、制度が実際に裁判所でどんなふうに使われていくのかを注視していく必要がある。行政においても、精神的暴力を理由として保護命令を望まれる方のサポートを厚く行ってもらいたい。

保護命令には医師の診断書が必要という話があったが、医師にはDVに関する精神的な側面について詳しい方がどれくらいおられるのかという根本的な問題がある。場合によると、簡単には思うような診断書が出るとは限らず、医師の診断書を出す段階は、逃げてこられて一時保護を受けている状況かと思うが、病院に行くことで保険証の関係から加害者に情報が行く恐れがある、というような心配をされる方もおられ、また、逃げてくる前で監視下にある方は、病院に行くこと自体が不可能だということもあり、診断書を取るもののハードルが、今後、問題になってくるのではないかと思う。DVセンターや民間のシェルターは、逃げてこられた方がスムーズに医師の診断書が取れるようなサポートをしっかり行ってもらいたい。

事務局 DV被害者支援に係る広報については、地下鉄車内ポスターの掲示等行っているが、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えている。

御指摘の法改正に伴う精神的DVの取扱いや、医師へのDVに関する周知についても、京都府と連携をしながら開催している「配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議」で医師会の方にも参画いただいております、そういったツールも使いながら周知を行っていききたい。

また、診断にあたって必要となるポイントなどに関して、国から都道府県医師会への通知や、研修の実施などがないと、医師にしても診断書発行が難しいと思われるので、その点も注視していきたい。

【2 困難な問題を抱える女性に対する支援事業について】

丸山委員 3点、お聞きする。

1点目として、包括的な窓口が京都市に設置されることや、京都市独自で基本計画を策定する予定であることは大変評価できる。

その上で、まずこの窓口が具体的に場所としてはどこに設置される予定か、従来とはどういうことが具体的に変わることが想定されているかを聞きたい。

特に、従来からあるDVに関する女性相談との関係がどうなのかを教えてください。

2点目、従来の婦人相談員が新しく女性相談支援員となるが、他の自治体では独自に女性相談支援員を設置するところが増えていると聞く。京都市ではこの女性相談支援の設置を予定しているか、するのであればどこに設置するかを聞きたい。包括的窓口ができるのであれば、そこに女性相談支援員を配置することで実効性が高まると思う。

また、先ほどDVの相談件数に比して一時保護件数が少ないのではないかという件について説明してもらった後で考えたのだが、京都市の保護命令件数16件は、大阪市の実人数144人と比べると、人口規模の違いや、分母の取り方を勘案しても、やはり少ないと思う。さらに言うと、先ほど触れた大阪市の3.4%は、相談の実人員ではなく相談件数である。

一時保護に至るには、保護先のハードの問題のために保護に至らない場合や、よく指摘されるように婦人相談員から「一時保護中はこういう生活になります。」「携帯電話が使えません。」といった説明をされ、その説明の仕方によって一時保護につながらない場合がある、ということが国の基本計画の策定過程でも言われている。

婦人相談員が配置されていない京都市で一時保護が少ないのは、説明等の対応が十分になされていないことによることを危惧している。

3点目として、今回の困難女性支援法では、各自治体で支援調整会議を開くことが期待をされているが、京都市では支援調整会議を開く予定があるかを聞きたい。先ほど、DV被害者支援については「配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議」が従来からあると聞いたが、困難女性支援法では対象になる女性はDV被害者の方だけに限られないので、そうした調整会議の場が必要ではないかと思う。

事務局 1点目の窓口の設置について、女性支援に十分な実績のある社会福祉法人への委託により、窓口を運営していきたいと考えている。

今回窓口を設置する効果として、現在は、区役所にそれぞれ基づく法により個別の窓口があるが、どこの窓口に行けばいいのかわかりにくく、たどり着けないことがあるという声があるが、新たな窓口において、どの窓口がふさわしいのかをしっかりとコーディネートする支援を行うことで、現状とは違う支援が行えると考えている。

2点目の女性相談支援員について、これは国の制度上、自治体が直接雇用する職員でなければならないとされており、文化市民局の本庁に2名配置して、困難な問題を抱える女性支援にかかる市役所の各部署の連携を行い、連携に係るコーディネートや、支援の進行管理等を行うこととしている。一方で、実際の支援の窓口自体は、委託先の社会福祉法人に置く予定である。

他の多くの自治体では、任期の定めがある会計年度任用職員という形で女性相談支援員を雇用していると聞いているが、京都市では支援に係る経験とノウハウを有する社会福祉法人への委託によって、継続性のある相談・支援が行えると考えている。

また、女性相談支援員の技量により支援内容に差が出てしまうという御指摘についても、継続した雇用で経験が蓄積されている社会福祉法人による支援が有効であると考えている。

3点目の支援調整会議について、京都府は困難女性支援法に基づく計画策定の中で同会議の設置について検討していくと説明しており、京都市でも京都府のそうした動きと連携しながら、支援調整会議のあり方を検討していきたいと考えている。

一方で、現状において、お子さんのおられるDV被害者の方については、自治体で開かれる要対協（要保護児童対策地域協議会）で案件として上がれば、DVの相談支援担当がそこに参加し、支援において連携するという運用をしている。こうした事例もあることから、困難女性支援法における支援調整会議については、他法に基づく支援調整会議等の活用も含めて、あり方を検討していきたい。

事務局 相談窓口の設置について補足すると、御説明したとおり社会福祉法人への委託による支援を予定しているが、相談に来られる女性は、DVに密接な関連を有する可能性があるため、DV被害者支援と困難な問題を抱える女性への支援は、1つの施設で行いたいと考えている。

相談先の周知については、DVセンターとは別の相談窓口として、電話番号を設けしっかり周知していきたい。

また、従来の取組からの変更点について、自分から声を上げることができる方は区役所の保健福祉センター等に相談に行くことができるが、行政の福祉施策には合わないような困難を抱えた女性を想定すると、保健福祉センターでは、これまでは受け止めきれなかったケースについても、困難女性相談窓口につなぐという流れもできるし、逆に、困難女性相談窓口に直接、電話相談された方についても、生活困窮や障害などの個別の福祉施策につなぐことができるというメリットがあると考えている。

行政機関と民間施設等との連携の取り方には難しいところがあるので、そこについて文化市民局に配置する女性相談支援員が、うまく連携をとれるよう間を取り持つようなコーディネートしていけるよう検討していきたい。

丸山委員 女性相談支援員は、文化市民局で新たに2名、正規の職員として配置する予定ということか。

事務局 そうである。現行の職員に、女性相談支援員としての機能を持たせることを考えている。

丸山委員 他の業務との兼務になるか。

事務局 そう考えている。現状でDV相談支援を担当する市職員に、新たに女性相談支援員の役割を持たせることを考えている。

丸山委員 そうすると、その市職員は、これまでよりも幅広い相談に対応することになるので、その職員に対しては、研修やバックアップをしっかりとやってもらいたい。

今回、困難女性支援法が制定された背景には、これまで婦人保護事業、売春防止法により行われてきた支援が、DVへの対応が中心になっていたことへの反省があると思う。DV被害者以外の対象者に広げる支援と、従来からのDV被害への支援との連携をよく検討してもらいたい。

もう1つ、女性相談支援員の配置先が本庁になると、相談窓口の現場との連携が非常に重要になると思う。特に、民間へ委託するという相談窓口との連携についてうまくいくよう、検討してもらいたい。

事務局 御指摘の連携については、しっかりできるよう努めてまいりたい。

日下田委員 困難女性支援法に基づく施策の対象者については、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、その恐れがある女性を含む」という法の規定があるが、「地域社会との関係性」というのは、どういう状況や、どういう困難な立場を想定しているのか。分かり易く教えてもらいたい。

事務局 国の表現では、ホストクラブ等で借金があって性風俗店に勤めなければならない方、予期せぬ妊娠をした方などを含めて、広く対象としている。「地域社会のとの関係性」は、そういった方も含めて地域社会から孤立し、居場所がないという状態の方、家族関係が崩壊しており、地域からも孤立しているような方を想定している。

国松委員 「真のワーク・ライフ・バランス」推進に係る取組で「孤独、孤立や不安を抱える女性への支援」を行うとのことだが、ここで従来から支援してきた孤独や孤立を抱える女性というのは、「困難な問題を抱える女性」であると思われるので、新法に基づく支援に吸収されるのかと思う。

先ほど女性相談支援員の兼務の話もあったが、大きな位置付けとして、どういうふうに支援が進むのか聞きたい。

事務局 コロナ禍を契機として取組を開始した孤独、孤立や不安を抱える女性への支援は、窓口相談等行っているが、相談者中、精神的な不安を抱える方が大きな割合を占めている。

一方、困難な問題を抱える女性への支援は、様々な行政の施策や窓口、民間団体の支援等にしっかりつなげていくことが具体的な支援内容になると想定している。

今後、不安を抱える女性、困難な問題を抱える女性、それぞれの相談者について、連携しながら必要に応じた窓口や支援につなぐ運用をしていきたいと考えている。

国松委員 ウィングス京都で実施する不安を抱える女性への支援施策では、相談のみならず居場所づくりや就業支援の実施もあるが、本質的に違う相談内容や支援ニーズになるのかという疑問があるが、支援についてより大きな捉え方をしている困難女性支援法に基づいて、一本化ではないかもしれないが、連携を考えていくべきではないかと思う。

事務局 委託先の団体とも情報共有しながら、しっかり連携していくことが必要と考えている。

困難女性支援の取組を開始し、不安を抱える女性への支援の対象者の流れの変化を見ながら、困難な問題を抱える女性への支援への一本化の方が分かりやすいのか、様々なチャンネルの相談先がある方がいいのか。場所により相談し易い、しにくいという違いもあるかと思うので、新事業の動向を見ながらあり方を検討していきたい。

鈴木委員 1点目、事業の実施にあたっては、スピード感と効率性が大切だと思う。

先日、見に行った市民活動の発表会では、3つの団体から発表があったが、いずれも子ども食堂の活動についてのものであった。理由としては、同じようなものに偏るという国民性もあるかと思うが、補助金が出るということが大きいと思う。補助金が出ているものであれば市民活動の運営がし易いし、そういった活動が増えるのではないか。

一方で、男女共同参画に関わる市民活動が増えてこない実感がある。ジェンダー・ギャップ指数の国別ランクが上がらない状況があるが、国や自治体の予算が十分ではないことの影響が大きいのではないかと考えている。

これから、困難女性支援の取組が始まるので、男女共同参画に係る市民活動が子ども食堂に負けなくらい活発になることを期待する。

2点目だが、次世代にきちっと教育していくことは大切で、例えば、お母さんがお父さんにこういうことをされているが、これはこの間学んだDVな

んだ、と分かるようになるとか、子どもながらにきちっと知ること、また、子どもから話を聞いて情報を汲み取るといった仕組みも必要かと思う。

3点目、私は最近セクソロジー、性科学というものを知ったが、性の教育、と言うよりも性を科学する、という分野での研究が日本では少ないようだ。もっと行政が、教育においてセクソロジーを、小さい子ども達や女性達に、知り、学んでもらう機会を作ってもらえたらいいと思う。

4点目、臨床心理士について、大学などで心理学を学び、多くの人が臨床心理士となるが、就職先が限られる。求人があっても「経験者に限る」とされることが多いが、経験を積むのも難しい職業だと聞く。

困難女性支援にあたる支援員も、きちっと大学で勉強して、臨床心理士の資格を持つ人が受け持つような仕組みを作ってもらいたいと思う。

5点目、地域社会との関係性について、地域で孤立しているかどうかという意味に加えて、地域性による相違も忘れてはいけないと思う。

日曜日に親子で出掛けるのが当たり前とは限らず、食事も三食食べられている家庭ばかりとは限らない。言葉遣いでも、「死ね」などの言葉が飛び交う家庭もあるのだ、と最近改めて知ったので、こうしたことも念頭に置いて取組を進めてもらいたい。

事務局 男女共同参画の施策について、国の掛け声は大きいですが、その実態はまだまだ追いついていない段階である。子ども食堂も含めて、民間支援のため、草の根のところまで予算が付いているかということ、まだ十分ではないと考えている。国にもそうした民間支援の必要性について伝えていきたい。

次世代への教育や啓発について、学校等で性に関する指導は行われているが、状況に応じた内容の更新がされていくべきものと考えており、その推移を注視してまいりたい。

臨床心理士についてのお話があったが、ウィングス京都やDVセンターの支援や相談の窓口ソーシャルワーカー等の資格のある方を配置しているところ。国も、自治体への補助金の交付にあたって支援員等について資格面の条件を求める傾向にあるので、今後、資格を有する職の評価がより高まっていくのではないかと考えている。

手嶋委員 一時保護については、京都府と京都市との連携により進められていくということだが、どういう人を一時保護として受け付けるのかという基準が、自治体によって、又はセンター等の施設によって違っているのではないか、ブラックボックス化してしまっているのではないか、ということが、先般のDV防止法改正の議論の中でも出ていた。先ほど、京都市では一時保護件数が少ないのではないか、というお話が出た背景にもそういうことも関わっているのではないかとと思われる。

京都府家庭支援総合センターのシェルターは、見せてもらったことがあるが、立派な施設であるにもかかわらず、保護件数が少ないというのは何年

も前から様々なところで聞いている。その事情、理由は分からないが、全国的にもそのようなブラックボックス化が問題になっているということを念頭に置いて今後の検討をお願いしたい。

また、女性相談支援員について、困難女性支援に係る新しい法律ができ、DV被害者の方だけでなく、もっと包括的に様々な困難を抱える方たちに対応していくことになると、相当なリソースが必要になるのではないかと思う。

非常に複雑で困難なケースを扱う際に、スーパーバイズしてくれる専門家の存在も非常に重要になるが、専門家自体少ないために連携は非常に難しいと思われ、今後課題になってくると思う。

このため、現場体制の増強を是非、今後お願いしたい。

事務局 DV支援においては、必要な方については一時保護されるよう努めているところだが、府家庭支援総合センターは、被害者の安全面への配慮や中学生以上の男子は一緒に保護できない等のルールがあり、それを説明する中で本人が一時保護の利用を見合わせることもあると聞いている。困難女性支援の対象者には、安全面については比較的心配が少ないという方もおられる可能性があり、新法の施行に合わせて一時保護のあり方について府と協議をしていきたい。

困難女性支援法の施行に伴う体制の強化については、しっかり予算を確保したうえで、委託先と連携をしてしっかりと取り組んでまいりたい。

支援窓口の運営は支援実績のある法人等への委託により実施することを検討しているが、今後も幅広く学識の方等からもお知恵もいただきたい。

【3 その他】

日下田委員 能登半島地震の発生により、避難所運営における様々な課題が浮き彫りになってきたと思うが、京都市では、男女共同参画の観点から見えてきた課題や、今後、早急に見直しを行おうとしていることはあるか。

事務局 能登半島地震による被災地に京都市の職員を派遣しているが、避難所運営に派遣する職員には、内閣府作成による、女性の視点に立った避難所の開設や運営、環境整備に必要な取組事項をまとめた「避難所チェックシート」を渡して、現地でチェックをしてもらうといった取組を行っている。

しかし、派遣された職員からの話では、避難所のスペースが狭く、例えば足が不自由な方や高齢の方のトイレをどうするか等、より優先度が高い事案を考えなければならない状況で、なかなか男女共同参画の視点は行き渡っていないのが実情であったとも聞いている。

男女共同参画の視点については、東日本大震災の際には、当審議会でも「男女共同参画の視点からの防災（復興）対策の推進についての提言」として提言をいただき、以後男女共同参画に基づく防災の取組を積極的に行っており、男女共同参画推進協会が中心となり「KYOTOわたしの防災ノート」

という冊子の作成や、女性の防災リーダーの育成、最近ではゲーム形式で避難所運営をイメージしていただける「きょうとみんなの防災カード」を作り、自主防災会などで事前の防災対策に取り組んでいただくということもしている。

また、行政や民間の幹部で構成され地域防災計画を作成する京都市防災会議という組織でも、女性比率を上げていくよう取り組み、令和2年時には12%のところ、現状では25%以上まで向上している。

今後も、防災担当部署や関係部局とともに、災害時における女性の視点を入れるような仕組について検討・検証しつつ取り組んでいきたい。

日下田委員 男女共同参画の視点や女性への配慮は、東日本大震災以降、見直しがどんどん進められ、防災に係る計画に盛り込まれるなど、一定、意識の上では広がってきたと思うが、いざ実際に地震が起きたら、そのとおりにはいかない、というのが今回の教訓の1つだと思っている。

他にもたくさん優先しなければいけないことがあるということだが、やはり今回を機に、男女共同参画の視点を市民と共有し、学区単位等で行われる防災訓練の時にもそうした視点を意識してもらうよう取り組んでいくことが必要と思う。

多賀委員 困難女性支援には、是非、力を入れて進めてもらいたいと思うが、昨今、女性支援や女性活躍が進むにつれて、一部の男性からは、男性が置いていかれているといったような反発も強くなっているように感じている。やはり、困難女性への対応を進めていく中で、市民に対して、この支援が男性も含めた市民全体にとって大切であるという啓発や、困難な男性に対しても、既存のいろんな支援の枠組みの中できちんと支援ができるということを併せて伝え、市民の理解を得ながら進めてもらいたい。

事務局 従来からの男性が優位にある社会では、逆に男性に課されたジェンダーもあると考えている。このため、今後も引き続き男性相談を実施していくほか、働く現場では「女性が働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場」であるといった、ワーク・ライフ・バランスの考えが浸透しつつあり、男性に対して「女性の活躍により男性も安心して暮らせる社会になる」という啓発にも取り組んでまいりたい。

鈴木委員 私は経営者だが、「男女共同参画推進のためには事業者も頑張らないといけない」という声もあり、それを経営者の方々に伝えることが自分の使命ではないかと考えている。

昨年度、京都市の協力も得て、手嶋会長にも協力いただいた末、今年、第2回女性活躍推進実態調査を京都府下の1,800社の会員企業を対象に実施することができそうだ。京都女子大学の竹安学長にもレクチャーしていた

だいた。

やはり、事業者に「女性活躍推進を進めたい」と思ってもらうには、女性活躍推進をするということは企業にとって新しい未来を、事業性を開く可能性がある、また、それに取り組むことで、利益率も上がるということを、数字を示して伝えていきたいと思っている。

良い会社というのは、売り上げや社員数、社屋が大きいということだけではなく、女性活躍推進に取り組んでいるという点も含むといったことを、実態調査で導き出せたら良いと思っている。完了後、参考にしてもらえたらありがたい。

釜屋委員 当審議会委員を大学生という立場で1年間務めて、いろいろ学ぶことがあった。

最後に伝えたいが、若者に対する結婚支援や、先ほど述べたがジェンダーの視点からの公共トイレのあり方など、男女共同参画に関して、若い世代だからこそ出る意見や考えを上年代の人たちと調和を取り、施策に反映させていくことが大変重要だと感じている。

手嶋委員 皆様のおかげで、会長としての役目を終えさせていただくことができ、感謝する。

男女共同参画は非常に重要な問題で、今後の京都市の施策の進展をお祈りしている。

大きな目標としてはやはり、女性の人権というのは、本当にすべての人の人権の問題になるので、よく言われることだが、女性の問題であるだけではなく、すべての人の問題に繋がる、非常に大きなテーマを扱っていることになる。

その人権の視点を今後も大事にして、市の施策を進めてもらいたい。

(以上)